

令和8年6月5日

足立区議会議長

た だ 太 郎 様

議会基本条例制定特別委員長

鹿 浜 昭

### 議会基本条例制定特別委員会中間報告書

令和7年6月27日、第2回足立区議会定例会において調査付託を受けた「議会基本条例制定に関する調査研究について」、会議規則第45条の規定により中間報告します。

#### 記

##### 1 調査研究の経過

本特別委員会は、「議会基本条例制定に関すること」について調査研究することを目的として、令和7年第2回足立区議会定例会において設置され、計9回にわたって委員会を開催してきた。

区民の負託に全力で応えていくためにも、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、基本的事項を定め、議会の責務を果たしていくことが必要であることから、議会基本条例制定に向けた検討を進めていくことが重要である。

##### 2 調査の内容

区議会は区民により選ばれた議員により構成される議事機関であり、同じく選挙で選ばれた区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。区議会と区長は緊張感のある関係を保持し、最良の意思決定を行うことで、区民とともに区の将来を築いていくという重い責務を負っている。

足立区議会は開かれた議会を目指し、会議録速報版の公開、政務活動費の領収書公開、区議会ホームページの多言語対応、ジュニアページ制作による若年層の関心向上等、わかりやすく迅速な情報発信や情報公開に取り組み、あわせて、文書質問の導入、議会資料のペーパーレス化推進等、議会運営の機能強化を図ってきた。

また、令和7年2月に設置した、議員としての規範に関する検討会での議論をふまえ、議会基本条例制定に向けた検討では、議員としての規範に関する事項についての検討も進めることとなった。

令和7年9月には、先進事例視察として板橋区議会の取組を視察し、各条項

の検討状況や条例制定後の課題等を調査することで、議会基本条例に関する見識を深めた。さらに、既に制定されている荒川区議会、墨田区議会、杉並区議会の議会基本条例も参考にし、盛り込むべき内容やどのような文言にしていくかなど、条文案の検討を進めてきた。

特に前文については、二元代表制や住民自治・団体自治といった地方自治の基本原則のほかに、伝統と革新が調和する「足立区らしさ」について、具体的でわかりやすい表現として盛り込むことができるよう、委員同士で闊達な議論が重ねられてきた。また、議員としての規範に関する事項については、議員が区民の代表であること、高い倫理観を持って行動しなければならないことなどを深く認識し、政治倫理に関する規定に盛り込むこととした。

さらに、令和8年4月には、委員外議員の規定に基づき2名の無党派議員から意見を聴き、条例案の検討に反映させていくこととした。令和9年3月の条例制定に向けて、パブリックコメントの実施により区民の多様な意見を聴取するなど、引き続き条例案の検討を進めていく必要がある。

議会基本条例については、制定するだけでなく、条例を実践し、深化していくことが求められる。そのためにも、より一層の議会改革を行い、議会活動を活性化させることを通して、更なる区民福祉の向上を図ることが重要との見地から、議会基本条例制定に向けた調査研究を進めていく必要がある。